

2024年4月22日

各位

会社名 株式会社 きょくとう  
代表者 代表取締役会長兼社長 牧平 年廣  
(コード:2300 スタンド市場)  
問合せ先 専務取締役 弓削 道哉  
電話 092-503-0050

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の臨時取締役会におきまして、2024年5月28日開催予定の第45期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 提案の理由

社外取締役および社外監査役として適切な人材を招聘できる環境を整備し、期待される役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約の規定を新設するものであります。

なお、取締役との責任限定契約に関する規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第4章 取締役および取締役会 第20条～第31条(条文省略) 〈新設〉	第4章 取締役および取締役会 第20条～第31条 (現行どおり) <u>(取締役との責任限定契約)</u> 第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第5章 監査役および監査役会 第32条～第40条 (条文省略) 〈新設〉	第5章 監査役および監査役会 第33条～第41条 (現行どおり) <u>(監査役との責任限定契約)</u> 第42条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第41条～第44条 (条文省略)	第43条～第46条 (現行どおり)

#### 2. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2024年5月28日(火)  
定款変更の効力発生日 2024年5月28日(火)

以上